

第67回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
(持ち回り開催)
次 第

日 時：令和3年8月12日（木）

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
339人	209人

8月 累積新規感染者数 (8月11日現在)	7月 累積新規感染者数
456人	210人

指 標	8月11日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 35.5人 <直近1週間 (8/5～8/11) 339人 >
② 感染経路不明者数の割合	48.7% <①の 339人 のうち感染経路不明は 165人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.6 <先週1週間 (7/29～8/4) 209人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	45.7% <入院患者 107人 / 病床234床>
〃 (入院医療：入院率)	27.0% <入院患者 113人 / 療養者数 418人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	7.1% <重症患者 2人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 43.7人 < 418人 [入院 113人、宿泊療養等 305人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	8.6% <陽性 339人 / 検査数 3945人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

緊急事態対策期における対策（8月9日以降）について

令和3年8月 8日
令和3年8月12日改正

○対策期間：8月9日（月）～8月31日（火）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

(1) 外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
- 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往來を自粛するよう協力要請
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
別添3（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（期間：8月7日～8月20日、対象区域：高松市内）
- 人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすため、集客施設において、営業日や営業時間の見直し、入場整理等の徹底など、感染リスクの低減を図る適切な対策をとるよう働きかけ（法によらない協力依頼）（別紙1：「集客施設への働きかけについて」）
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添 7 (省略) : 今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
国の基本的対処方針や催物(イベント等)の開催に係る留意事項(各種通知)等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添 10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物(イベント等)の開催に係る留意事項

○事前相談の対象となる催物(イベント等)のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

○集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関する県有施設等は、原則、休館・休園または利用自粛等の対応(別紙2)。

開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

○県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請

○対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期(8月末まで: 別紙(省略))

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。(営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施: 別紙(省略))

○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
(県広域集団接種センターにおける接種対象者に飲食店従事者を追加: 別紙(省略))

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

○主要駅や高松港、高松空港などでの感染拡大防止に向けた呼びかけを強化する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略): 「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

令和3年8月12日

集客施設への働きかけについて

○対象期間：8月14日（土）～緊急事態対策期間（8月31日（火））

○特措法に基づかない協力依頼の対象となる施設（例示）

種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等	<p>不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、以下について働きかけるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守すること。 ・施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などを行うこと。 ・入場整理等を行っている旨をホームページ等を通じて広く周知すること。 ・ポイントデーなど、集客イベントの実施を自粛すること。 ・特に、感染が広がっている地域における大規模な集客施設では、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、営業日や営業時間の見直しを含め、感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと。
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設（※1）	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等	
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く）	

（※1）遊興施設のうち、食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、飲食店への営業時間短縮要請の対象。

県有施設等における対応

別紙 2

(1) 休館・休園する施設 (22施設)

施設名	現在の状況 (8月11日時点)	休館・休園期間
栗林公園	休園	8月7日 ~ 8月31日
さめぎこどもの国	休館	8月7日 ~ 8月31日
県立ミュージアム	休館	8月7日 ~ 8月31日
東山魁夷せとうち美術館	休館	8月7日 ~ 8月31日
瀬戸内海歴史民俗資料館	休館	8月7日 ~ 8月31日
瀬戸大橋記念館・刻月亭	休館	8月7日 ~ 8月31日
香川県防災センター (体験コーナー等)	開館	8月14日 ~ 8月31日
県民いこいの森野営場	開園	8月14日 ~ 8月31日
大川山野営場	開園	8月14日 ~ 8月31日
女木島野営場	開園	8月14日 ~ 8月31日
さめぎ動物愛護センター (ドッグラン等)	開館	8月14日 ~ 8月31日
香川県栗島海洋記念公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
観光情報センター (サンポート高松交流拠点施設)	開館	8月14日 ~ 8月31日
JR高松駅構内 「香川・高松ツーリストインフォメーション」	開所	8月14日 ~ 8月31日
香川用水記念公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
小豆オリーブ研究所 (展示室)	開館	8月14日 ~ 8月31日
香川県園芸総合センター	開館	8月14日 ~ 8月31日
香川用水資料館 (1階展示スペース)	開館	8月14日 ~ 8月31日
さめぎ空港公園 (グラススキー場)	開園	8月14日 ~ 8月31日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム)	開館	8月14日 ~ 8月31日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム)	開館	8月14日 ~ 8月31日
埋蔵文化財センター (展示室)	開館	8月14日 ~ 8月31日

(2) 利用自粛の看板を設置する施設 (33施設)

施設名	現在の状況 (8月11日時点)	利用自粛要請期間
公湊森林公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
満濃池森林公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
ドングリランド	開園	8月14日 ~ 8月31日
瀬戸大橋記念公園 (瀬戸大橋記念館・刻月亭を除く)	開園	8月14日 ~ 8月31日
坂出緩衝緑地 (公園施設)	開園	8月14日 ~ 8月31日
琴弾公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
琴林公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
琴平公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
桃陵公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
亀鶴公園	開園	8月14日 ~ 8月31日
県管理ダム周辺公園【14か所】	開放	8月14日 ~ 8月31日
高松港・詰田川緑地 (グリーンパーク)	開園	8月14日 ~ 8月31日
高松港・ハーバープロムナード (赤灯台付近の視聴覚遊具周辺)	開放	8月14日 ~ 8月31日
豊浜港・一の宮緑地	開放	8月14日 ~ 8月31日
仁尾港・江尻 I 地区緑地	開放	8月14日 ~ 8月31日
池田港・港湾緑地	開放	8月14日 ~ 8月31日
さめぎ空港公園 (公園施設)	開園	8月14日 ~ 8月31日
香東川公園 (公園施設)	開園	8月14日 ~ 8月31日
土器川公園 (公園施設)	開園	8月14日 ~ 8月31日
五色台少年自然センター (トリムコース・芝生の広場)	開館	8月14日 ~ 8月31日

(3) 開館・開園時間を短縮する施設（14施設）

施設名	現在の開館・開園時間 (8月11日時点)	時間短縮 内 容	時間短縮後の 開館・開園時間	時間短縮期間
文化会館	9:00 ～ 17:00 (夜間予約) 22:00	17時閉館	9:00 ～ 17:00	8月14日 ～ 8月31日
香川県県民ホール	9:00 ～ 22:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ～ 21:00	8月14日 ～ 8月31日
県立文書館	9:00 ～ 17:00 (火～金・自習コーナー) 19:00	17時閉館	9:00 ～ 17:00	8月14日 ～ 8月31日
香川国際交流会館（アイパル香川）	9:00 ～ 18:00 (火～金・会議室) 21:00	会議室利用を 3時間繰上げ	9:00 ～ 18:00	8月14日 ～ 8月31日
香川県社会福祉総合センター（福祉ライブラリー）	10:00 ～ 18:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	10:00 ～ 17:00	8月14日 ～ 8月31日
かがわ総合リハビリテーションセンター（福祉センター）	8:30 ～ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	8:30 ～ 20:00	8月14日 ～ 8月31日
香川県青年センター	9:00 ～ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ～ 20:00	8月14日 ～ 8月31日
高松港・香西地区緑地（多目的広場）	9:00 ～ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ～ 20:00	8月14日 ～ 8月31日
丸亀高校武道館	9:00 ～ 21:00 (日祝) 17:00	閉館時刻を 1時間繰上げ (日祝除く)	9:00 ～ 20:00 (日祝) 17:00	8月14日 ～ 8月31日
総合運動公園	8:00 ～ 21:00	閉園時刻を 1時間繰上げ	8:00 ～ 20:00	8月14日 ～ 8月31日
丸亀競技場（トレーニングマシンルーム以外）	9:00 ～ 21:00	閉場時刻を 1時間繰上げ	9:00 ～ 20:00	8月14日 ～ 8月31日
総合水泳プール（トレーニングマシンルーム以外）	10:00 ～ 22:00 (日祝) 17:00	閉館時刻を 2時間繰上げ (日祝除く)	10:00 ～ 20:00 (日祝) 17:00	8月14日 ～ 8月31日
県立武道館	9:00 ～ 21:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ～ 20:00	8月14日 ～ 8月31日
県立図書館	9:00 ～ 19:00 (金) 20:00 (土日祝) 17:00	17時閉館	9:00 ～ 17:00	8月14日 ～ 8月31日

※ (1) (2) (3) について、予約済みのものは対象外とする。

(4) 新規予約の受け付けを停止する施設 (34施設)

施設名	新規予約受け付け停止期間
文化会館	8月12日 ~ 8月31日
香川県県民ホール	8月12日 ~ 8月31日
情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (レンタルスペース)	8月12日 ~ 8月31日
県立文書館	8月12日 ~ 8月31日
香川国際交流会館 (アイパル香川)	8月12日 ~ 8月31日
香川県社会福祉総合センター	8月12日 ~ 8月31日
香川県社会福祉総合センター (ボランティア・男女共同参画交流室)	8月12日 ~ 8月31日
かがわ総合リハビリテーションセンター (福祉センター)	8月12日 ~ 8月31日
香川県青年センター	8月12日 ~ 8月31日
香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	8月12日 ~ 8月31日
産業技術センター (会議室、研修室、視聴覚室)	8月12日 ~ 8月31日
ネクスト香川	8月12日 ~ 8月31日
FROM香川	8月12日 ~ 8月31日
地域職業訓練センター	8月12日 ~ 8月31日
瀬戸大橋記念公園 (球技場・マリンドーム・ターゲットバードゴルフ場)	8月12日 ~ 8月31日
坂出緩衝緑地 (番の州球場)	8月12日 ~ 8月31日
サンポート高松交流拠点施設 (国際会議場)	8月12日 ~ 8月31日
サンポート高松交流拠点施設 (展示場)	8月12日 ~ 8月31日
サンポート高松交流拠点施設 (多目的広場)	8月12日 ~ 8月31日
サンポート高松交流拠点施設 (アート広場)	8月12日 ~ 8月31日
サンポート高松交流拠点施設 (大型テント広場)	8月12日 ~ 8月31日
高松港・香西地区緑地 (パークゴルフ場)	8月12日 ~ 8月31日
高松港・香西地区緑地 (多目的広場)	8月12日 ~ 8月31日
高松港・香西地区緑地 (芝山マリンランド)	8月12日 ~ 8月31日
さぬき空港公園 (イベント広場)	8月12日 ~ 8月31日
香東川公園 (球技広場)	8月12日 ~ 8月31日
土器川公園 (球技広場)	8月12日 ~ 8月31日
丸亀高校武道館	8月12日 ~ 8月31日
総合運動公園	8月12日 ~ 8月31日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外)	8月12日 ~ 8月31日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	8月12日 ~ 8月31日
県立武道館	8月12日 ~ 8月31日
五色台少年自然センター	8月12日 ~ 8月31日
屋島少年自然の家	8月12日 ~ 8月31日

※一部 (3) の施設と重複あり

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

参考

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月 8日改正
 令和3年 1月 8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月 3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月 8日改正
 令和3年 7月 9日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑨による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法24⑨による要請】 ・(3)の対策と同様	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(2)の対策と同様	・(2)の対策と同様	・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

香川県の現状

パネル 1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
339人	209人

8月 累積新規感染者数 (8月11日現在)	7月 累積新規感染者数
456人	210人

指 標	8月11日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 35.5人 <直近1週間 (8/5～8/11) 339人 >
② 感染経路不明者数の割合	48.7% <①の 339人 のうち感染経路不明は 165人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.6 <先週1週間 (7/29～8/4) 209人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	45.7% <入院患者 107人 / 病床234床>
〃 (入院医療：入院率)	27.0% <入院患者 113人 / 療養者数 418人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	7.1% <重症患者 2人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 43.7人 < 418人 [入院 113人、宿泊療養等 305人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	8.6% <陽性 339人 / 検査数 3945人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

緊急事態

対策期

最大限の感染予防を

集客施設への働きかけ

(法によらない協力依頼)

人流を抑制し、人と人との接触機会を減らして、感染リスクの低減を！

不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、以下の措置の実行についてお願いいたします。

- 業種別ガイドラインを遵守すること。
- 施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などを行うこと。
- 入場整理等を行っている旨をホームページ等を通じて広く周知すること。
- ポイントデーなど、集客イベントの実施を自粛すること。
- 特に、感染が広がっている地域における大規模な集客施設では、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、営業日や営業時間の見直しを含め、感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと。